

「砂川市都市計画マスタープラン（案）」にお寄せいただいたご意見と砂川市の考え方

○意見募集期間：令和4年2月15日（木）～令和4年3月16日（水）

○意見提出者数：2人

○意見提出数：2件（個人2件）

○意見要旨及び意見に対する砂川市の考え方

※意見などについては原文の通りとしていますが、一部読みやすくするため修正などを行っています。

No.	寄せられたご意見など	ご意見などに対する市の考え方
1	<p>駅前計画や緑の基本計画にも通ずる意見なので、具体的なページについては省略させていただきますことをご容赦ください。</p> <p>はじめに、行政の皆様には、日々多くの課題が発生・山積している中で、私たちの暮らしの安心と安全を守っていただきまして心より感謝しております。</p> <p>さて、私のパブリックコメントは、「まちづくり全般」に対してです。</p> <p>各事業では色々な外部コンサルタントが入られていることと思います。そのご指導が大切なことは重々理解しておりますが、そこで「事業の根幹」が決められてしまってからでは、市民が本当に求める形とは遠いものになっていると感じ</p>	<p>まちづくり全般に対してのご意見についてですが、本計画に関わることについてお答えいたします。</p> <p>本計画の策定にあたり、市民意見の反映のため、「第2章 基礎資料の整理 2 市民意向」に記載のとおり市民アンケートを実施し、「第2章 基礎資料の整理 4 課題の設定」において市民アンケートなどから導かれる都市計画マスタープランが担う課題を抽出し、「第3章 全体構想」へ繋がる構成としております。</p> <p>また、市民等の市政への参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的として、パブリックコメントを実施しております。</p> <p>本計画を進めるにあたり「第5章 都市づくりの推進方針</p>

ますし、「偉い人の意見には口出せない、今更自分の意見は通らない」と思っている市民も多くいます。

もちろん、百人百様の多くの意見に全て応えていくのは極めて難しいことですし、行政は平等性が重視されることから、どうしても形にしにくいこともあります。否定的意見にも応えていかねばならないのも本当に大変だと思います。

ただ、今後、より一層の人口減少が著しくなる中、そうも言っていられない時期に入っています。

過去、市民に愛されない事業、十分な周知がなされていない事業、中途半端に終わった事業、あったと思います。ループ橋がいい例です。これまでお世話になった外部コンサルタントは事業が終わってしまえば関与すらなくなるケースもあります。それらは一時的な盛り上がりは見せても、後に負の遺産になったり、記憶にも残らなかったり、「残念」を残します。

そんな残念を感じながらも、ここで市民は生きていきます。

そんな「残念な事業」を生み出さないためにも、今後のより良い砂川市を形成させていくためにも、ここで生き続けたいと思える街にしていくためにも、この街に希望を宿せるようになってもらうためにも、市民にフィットした柔軟な方針

(1) 市民との協働による計画の推進」に記載のとおり、都市づくりの様々な場面において、市民との協働による計画の推進に取り組むこととしています。

なお、緑の基本計画は、本計画と同様に、アンケート調査等、市民意見の反映を行っており、また、まちづくりのイメージに関するご意見のうち、公園の魅力や価値の創出、及び美しくロマンあふれる街にとのご意見につきましては、「第3章 緑の基本計画 3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策、4 官民連携の推進」に示すとおり、公園の整備、利活用や美しい景観づくりを、計画に基づき進めることでイメージに近づけることができると考えております。

形成を求めます。

下記は「砂川市がこんな街になったらいいな」と思う個人的イメージです。

- ・市民がリーダーになる。
 - ・市民リーダーをバックアップする行政とコンサルタント体制。
 - ・市民一人当たりの都市公園面積が日本一をもっと具体的に魅力化し価値を創出する。例えば「公園の中でスロウライフ」など
 - ・企業誘致もいいが、東川町や長沼町などのように職人を誘致できる環境整備。
 - ・やがて砂川市を美しくロマンあふれる街に。
- 以上、長文失礼しました。

2	<p>第4章地域別構想</p> <p>4-2-5 豊沼地域</p> <p>豊沼町の国道12号西側は、工業専用地域ですが、空き地のまま有効利用されていないようです。</p> <p>近年、内陸型の工場は、運営が難しく、誘致できる可能性は低そうです。</p> <p>「必要に応じ土地利用規制の内容の見直しの検討を行います。」を、「準工業地域への見直しを検討します。」に変更してはいかがでしょうか。</p>	<p>豊沼地域の国道沿道の土地利用についてですが、本計画では土地利用規制内容の検討の方向性を示すものであり、計画の策定後は「地域づくりの目標」や「土地利用の方針」に基づき、変更の必要性の有無や土地利用規制内容について、検討を進めますので、その際には、ご意見いただきました、準工業地域への見直しにつきましても参考とさせていただきます。</p>
---	---	--